証券コード　6864
平成29年６月５日

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目３番20号
株式会社エヌエフ回路設計ブロック
代表取締役社長　高　橋　常　夫

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席いただけない場合は、後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否を表示し、ご押印のうえ折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

1. **日　　時**　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目６番15号
　新横浜グレイスホテル
　（末尾の「第64回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第64期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与支給の件
第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（43頁から59頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類および計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nfcorp.co.jp/）に、修正後の内容を掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成28年４月１日～平成29年３月31 日）における世界経済は、総じて緩やかな成長軌道を辿りました。

他方、わが国経済は、個人消費の持ち直しなど全体的には緩やかな回復を示しましたが、企業の景況感や設備投資はまだ力強さに欠ける状況が継続し、当社の属する計測器業界においても、ソーラー分野などの環境・エネルギー関連市場の伸び悩み等もあり、全体としては不透明な状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループにおきましては、自動車関連市場、先端計測・航空宇宙関連市場、環境・エネルギー関連市場などに注力し、既存４事業領域の新製品開発と拡販に努めてまいりました。

しかしながら、環境・エネルギー関連市場での需要の落ち込みに対して、電子計測器やカスタムデバイスの新商品の投入などの取り組み強化を行いましたが、ソーラー関連エネルギー分野でのカスタム需要の落ち込みを取り戻すには至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,044百万円（前年同期比7.6%減）、損益面では経常利益586百万円（前年同期比18.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益380百万円（前年同期比16.8%減）となりました。

(2) 営業の分野別状況

当連結会計年度における、分野別事業の概況は次のとおりであります。

《電子計測器分野》

電子計測器分野では、継続的な新製品の開発と拡販に努め、ファンクションジェネレータ、ロックインアンプ等が堅調に推移したものの、周波数特性分析器やLCRメーター等の需要が低調に推移し、電子計測器全体としては弱含みで推移しました。

以上の結果、電子計測器分野の売上高は1,098百万円（前年同期比7.6%減）となりました。

《電源機器分野》

電源機器分野では、継続的な新製品の開発と拡販に努め、保護リレー試験器やプログラマブル交流電源DPシリーズ等が堅調に推移し、また新規の蓄電システム関連分野にも動きが見られたことから、電源機器全体としては堅調に推移しました。

以上の結果、電源機器分野の売上高は2,670百万円(前年同期比3.3%増)となりました。

《電子部品分野》

電子部品分野は、当社が得意としているアナログデバイステクノロジをベースにして開発したカスタム製品が主ですが、航空宇宙関連市場向けや社会インフラ市場向け等、全体としては低調に推移しました。

以上の結果、電子部品分野の売上高は798百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

《カスタム応用機器分野》

カスタム応用機器分野では、計測技術と電力制御技術を駆使した各種電源装置から各種システムに亘るソリューション事業を積極的に展開し需要の掘り起こしに注力しましたが、環境・エネルギー関連市場での需要が伸び悩み、全体としては低調に推移しました。

以上の結果、カスタム応用機器分野の売上高は2,024百万円（前年同期比17.1%減）となりました。

《その他分野》

その他分野は、校正・修理および仕入商品の売上が主で、売上高は451百万円(前年同期比12.9%減）となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループとしてはある程度の環境変化の中にあっても継続して安定的な業績を上げられるよう強い企業体質・高い経営効率を目指した取り組みを行ってまいりましたが、環境変化にさらに俊敏に対応すべく事業全般の効果・効率を一層高め、販売力の強化、原価低減、開発力の強化等をさらに強力かつ効率的に推進してまいります。

これら強い企業体質実現に向けては優秀な人材の確保とその育成が重要であり、採用及び教育を強化してまいります。

国内売上につきましては、代理店との連携を一層強化する一方、販売プロセスを一段と強化するなど、顧客へのソリューション活動を強力に展開し、営業基盤をさらに強固なものにしてまいります。海外につきましては、中国・韓国・その他アジア地域と米国における顧客ニーズをより的確に捉えられるよう販売ネットワークを強化し、一層の売上増加を目指します。

生産面では、引き続き生産性向上、原価低減と納期短縮など収益体質の強化に取り組んでまいります。

開発面では、既存領域における開発力の強化を図る一方、成長が見込まれる新規の事業領域開拓、次世代に向けた技術開発にも注力してまいります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は297百万円であり、前連結会計年度の457百万円と対比して160百万円の減少となりました。この減少の主たる要因は、前連結会計年度に建物増改築を行ったことによるものであります。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

事業の譲渡、吸収分割または新設分割は該当ありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

他の会社の事業の譲受けは該当ありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

吸収合併、吸収分割については該当ありませんので、これらによる他の法人等の事業に関する権利義務の承継も該当ありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分は該当ありません。

(10) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 61 期 (平成25年度)	第 62 期 (平成26年度)	第 63 期 (平成27年度)	第 64 期 (当連結会計年度)
売　上　高	7,350,088千円	8,309,993千円	7,628,003千円	7,044,642千円
経　常　利　益	933,756千円	1,060,191千円	715,021千円	586,478千円
親会社株主に帰属する当期純利益	888,645千円	634,040千円	457,291千円	380,638千円
1株当たり当期純利益	152円63銭	108円31銭	72円82銭	60円62銭
総　資　産	9,912,061千円	10,949,646千円	10,572,197千円	10,806,589千円
純　資　産	5,951,913千円	6,857,793千円	7,145,116千円	7,428,068千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第64期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

②当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第 61 期 (平成25年度)	第 62 期 (平成26年度)	第 63 期 (平成27年度)	第 64 期 (当事業年度)
売　上　高	6,557,200千円	6,947,411千円	6,060,432千円	5,688,761千円
経　常　利　益	902,554千円	953,528千円	596,839千円	518,779千円
当　期　純　利　益	591,010千円	593,474千円	406,062千円	368,438千円
1株当たり当期純利益	101円51銭	101円38銭	64円67銭	58円67銭
総　資　産	9,440,298千円	10,441,366千円	10,086,666千円	10,362,511千円
純　資　産	5,610,700千円	6,468,292千円	6,711,494千円	6,966,910千円

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(11) 重要な子会社の状況

名　　称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社ＮＦテクノコマース	100	100	電子計測器、電源機器、カスタム応用機器および電子機器の販売
株式会社ＮＦカストマサービス	30	100	電子計測器、電源機器、カスタム応用機器の修理・校正、設備診断
株式会社ＮＦエンジニアリング	40	100	電子計測器、電源機器、カスタム応用機器の製造
株式会社ＮＦデバイステクノロジー	400	100	電子部品、電子計測器、電源機器の製造
株式会社千代田エレクトロニクス	140	100	電源機器、カスタム応用機器の開発、製造、販売、修理・校正

（注）連結対象子会社は上記子会社５社であります。

(12) 主要な事業内容

当社グループは電子機器の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

区　分	主　要　製　品
電子計測器	ファンクションジェネレータ(WF)、LCRメータ、ロックインアンプ、周波数特性分析器(FRA)、インピーダンス／ゲイン・フェーズ アナライザ(ZGA)、フィルタ、信号前処理システム、AE計測装置
電源機器	各種シミュレーション電源、交流電源、直流電源、電力増幅器、バイポーラ電源、電子負荷装置、保護リレー試験器、リチウムイオン蓄電システム、蓄電インバータ、標準電力発生器
電子部品	各種機能モジュール（フィルタ、増幅器、位相検波器、ピエゾドライバ、電流／電圧変換器、カスタム機能モジュール）
カスタム応用機器	燃料電池評価システム、太陽電池評価システム、リチウムイオン電池評価システム、系統連系試験システム、コンデンサーリップル試験器、表面処理用カスタム電源機器
その他	修理・校正サービス、仕入商品

(13) 主要な事業所

本社	神奈川県横浜市港北区
工場	同上および山口県山口市、埼玉県蕨市
営業所	仙　台（仙台市）、東　京（豊島区）、名古屋（名古屋市）、 大　阪（茨木市）、広　島（広島市）、福　岡（福岡市）
海外事業所	上海

(14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
329（109）名	13名減

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託社員およびパートタイム社員は（　）内に当連結会計年度における平均人数を外数で記載しております。

(15) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	500,000
株式会社みずほ銀行	500,000
株式会社りそな銀行	200,000
株式会社横浜銀行	300,000

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式総数　　6,279,376株（自己株式50,624株を除く。）

(2) 株　　主　　数　　1,383名（自己株式を除く。前期末比122名増。）

(3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
エヌエフ回路取引先持株会	574	9.15
北野順子	549	8.75
エヌエフ回路設計ブロック社員持株会	300	4.78
東京中小企業投資育成株式会社	297	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	238	3.80
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	219	3.49
田村哲夫	188	2.99
高橋常夫	152	2.43
株式会社みずほ銀行	150	2.39
北崎哲也	135	2.16

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高　橋　常　夫	事業推進本部長
専務取締役	大　滝　正　彦	営業管理本部長、営業統括担当、業務管理部担当、コンプライアンス担当
取　締　役	中　川　　準	事業推進本部副本部長、財務経理部担当、輸出管理担当、BCM担当
取　締　役	古　田　雄　久	弁護士
常勤監査役	浅　原　　眞	
監　査　役	岡　田　泰　仕	
監　査　役	辻　　毅　一　郎	

（注）1. 取締役古田雄久氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役浅原眞、岡田泰仕、辻毅一郎の３氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役古田雄久、監査役浅原眞、岡田泰仕、辻毅一郎の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役４名　　114,363千円（うち社外取締役１名　6,366千円）

監査役３名　　26,225千円（うち社外監査役３名 26,225千円）

（注）1. 上記報酬等の額には、第64回定時株主総会において決議予定の役員賞与を含んでおります。
2. 第54回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額250百万円以内、監査役の報酬額は年額35百万円以内とご承認いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①主な活動状況

区　分	氏　　名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
取締役	古 田 雄 久	当期開催された取締役会15回のうち15回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。
監査役	浅 原　　眞	当期開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監査役	岡 田 泰 仕	当期開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監査役	辻　毅 一 郎	当期開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち11回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。この契約において当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときとし、損害賠償責任限度額は、法令の定める額としています。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきましては、会社法第423条第１項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヵ月
（平成28年１月１日から同年３月31日）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

６．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、整備、運用してきましたが、平成27年５月の改正会社法施行を機に平成27年５月29日開催の取締役会において、改めて基本方針を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１）当社および子会社（以下、グループという。）は、グループの経営理念、行動規範に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。また、グループ役職員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

２）コンプライアンスの責任者を任命し、グループのコンプライアンスを統括する委員会を所管させ、法令、会計原則、その他社会規範に適合するよう適時にグループのルールの見直しを行うことをはじめ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

３）代表取締役社長は、内部監査部門を直轄し、その指示に基づき業務執行状況の内部監査を行わせる。

４）社外の第三者、監査役、コンプライアンスの責任者等に対して、グループの使用人が直接通報できるグループの内部通報制度を構築する。

②当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

１）グループの業務遂行が、法令、会計原則、その他社会規範に照らして適切なものとなるよう、取締役会は、業務の遂行状況を監督する。

２）取締役会は、子会社取締役会に定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行わせる。

３）内部監査部門は、グループの業務の適正を確保するため、当社における内部監査に加え、必要な場合は代表取締役社長の指示に基づいて子会社の業務監査をも実施する。

４）子会社監査役は、当社の監査役と緊密な連携等の適切な体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1）当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成、保管が法定されている文書（電磁的記録を含む。）ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および規程等に基づいて、適切に作成、保存、管理する。

2）取締役、監査役は、前項の文書および情報を何時でも閲覧できるものとする。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

⑤当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）取締役会は、グループの活動の持続発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスクマネジメント体制を構築し、リスクの棚卸、リスクアセスメント、対応・軽減措置を行う。

2）このため、グループコンプライアンスを統括する委員会に、グループが抱えるリスク棚卸の統括を行わせる。

3）取締役会は、リスク管理の状況について、子会社に定期的に報告させる。

4）グループ役職員に対して、リスク管理に関する教育・研修を行う。

⑥取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）執行役員制度を導入し、その業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定の迅速な執行と取締役会の監督機能の強化を図る。

2）取締役会は、子会社の機関設計および業務執行体制について随時見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。

3）内部監査部門は、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点からも監査を実施する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）の配置ならびにその取締役からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性に関する事項

1）監査役が求めた場合には、補助使用人を監査役付として置くこととする。
2）補助使用人を置く場合、その任命・異動、人事評価および懲戒については、事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
3）監査役が必要かつ適切と認める場合には、補助使用人が監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しまたは代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する。
4）補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

⑧取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

1）グループの取締役等および使用人は、監査役から求められた事項について速やかに報告を行う。
2）子会社の取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。
3）内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合には意見交換を行う。
4）グループの内部通報制度では、通報の窓口の一つを監査役とし、またこれ以外の通報窓口に対する通報があった場合はグループコンプライアンスを統括する委員会の委員長がこれを監査役に対して報告する。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

1）前項の報告をした者を不利に扱うことを禁止し、このことをグループ役職員に対する教育・研修において徹底する。
2）報告をした者の異動、人事考課および懲戒等に関して、監査役がその理由開示を求めた場合には、取締役はこれを開示しなければならない。
3）グループ内部通報制度においては、通報者が通報の窓口以外への氏名非開示を希望する場合には、これを遵守する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しない場合を除き、これに応じる。
2）内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合は監査役と意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①グループのコンプライアンスの責任者は、取締役の中から取締役会の決議に基づいて選任しています。当該責任者はグループのコンプライアンスを統括する委員会を主宰し、グループベースのコンプライアンス体制の整備、各種ルールの見直しを行い、内部通報制度の受付担当者を務めるなど、制度運用の中核を担っています。

②取締役は、定例（原則として毎月１回）および臨時に開催する取締役会ならびに原則として毎月１回開催し執行役員等が出席する経営会議において、当社における業務の遂行状況、財務状況、コンプライアンス体制の状況、リスク管理の状況等を逐次監督しています。また、取締役会は、子会社の業務遂行および子会社取締役の業務遂行、監督状況につき、定期的に報告を受けています。

③監査役は、監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づいて、当社および必要な場合には子会社の監査を行い取締役会に対して監査結果の報告、提言を行うほか、代表取締役社長との個別意見交換や内部監査部門、会計監査人、子会社監査役との意見交換を通じ、グループにおける業務遂行に対して適切に、監査を行っています。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っています。なお、専任ではありませんが、監査役の職務を補助すべき使用人を置いており、関係部門とも協働して補助業務を遂行しております。

④内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として設置した内部統制監査室が担当しています。内部統制監査室は、随時代表取締役社長の指示に基づき、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から、業務を分掌執行する部門および社内の各専門委員会に対し、業務監査を実施しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、市場取引を通じて決せられるものであり、大規模買付行為への対応も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、近時、わが国の資本市場における株式の大規模買付の中には、その目的等からみて、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない例も少なくありません。

当社は、このような不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、その概要は以下のとおりです。

イ．経営の基本方針

当社は、創業以来「ユニーク＆オリジナル」をモットーに、当社の特色を生かした製品供給によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にしてまいりました。特に最近では、独創技術を核として、先端技術開発に貢献できる製品開発、トータルソリューション営業体制を確立し、「市場から期待される企業」を目指しております。

ロ．中長期的な計画に基づく取り組み

経営環境が様々に変化する中、技術開発力の向上、営業力の強化およびコスト競争力の改善に取り組み、売上高の拡大と経営効率の向上を目指しております。中期的な計画においては、更なる成長を図るべくコア技術を磨き上げ一層の差別化と競争力強化を図ると共に、新規事業による事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

ハ．コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

持続的な成長・発展を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題であるという認識のもと、法令違反行為の未然防止、意思決定と執行の分離、取締役会・監査役会の機能強化等に努め、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの方々に対して良好な関係の構築を目指しております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年６月25日開催の定時株主総会決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続しており、その概要は以下のとおりです。

なお、現プランの有効期限は、本年６月27日開催予定の当社定時株主総会終結の時までであり、現プランを一部変更したうえで継続するための議案を同株主総会に付議しております。詳細は、議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の第５号議案（47頁から59頁まで）をご参照ください。

イ．当社株式の大規模買付行為等

現プランにおける当社株式への大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ．大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ハ．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

ニ．独立委員会の設置

現プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

ホ．現プランの有効期間等

現プランの有効期限は平成29年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。以降、現プランの継続（一部修正した上での継続を含む。）については定時株主総会の承認を経ることとします。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により現プランは廃止されるものとします。

④上記②および③の取り組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みであり、また、上記③の取り組みは、イ)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、ロ)株主共同の利益を損なうものではないこと、ハ)株主意思を反映するものであること、ニ)独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、ホ)デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等から、いずれも、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以　上

（本事業報告中の記載数字は、金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入をしております。）

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,737,591	流動負債	1,681,385
現金及び預金	2,507,691	支払手形及び買掛金	750,010
受取手形及び売掛金	3,032,188	短期借入金	106,600
商品及び製品	619,767	リース債務	14,246
仕掛品	670,054	未払法人税等	113,228
原材料	669,161	賞与引当金	254,463
繰延税金資産	157,908	役員賞与引当金	24,850
その他	90,820	受注損失引当金	1,188
貸倒引当金	△10,000	その他	416,798
固定資産	3,068,998	固定負債	1,697,135
有形固定資産	2,535,754	長期借入金	1,413,200
建物及び構築物	855,409	リース債務	6,208
機械装置及び運搬具	37,741	預り保証金	12,674
工具、器具及び備品	122,459	退職給付に係る負債	138,644
土地	1,507,212	長期未払金	106,804
リース資産	10,471	資産除去債務	19,603
建設仮勘定	2,458	負債合計	3,378,521
無形固定資産	178,598	純資産の部	
ソフトウエア	132,006	株主資本	7,390,249
ソフトウエア仮勘定	38,134	資本金	2,000,000
リース資産	8,458	資本剰余金	401,137
投資その他の資産	354,645	利益剰余金	5,011,687
投資有価証券	233,367	自己株式	△22,575
繰延税金資産	58,748	その他の包括利益累計額	37,818
その他	62,530	その他有価証券評価差額金	37,818
		純資産合計	7,428,068
資産合計	10,806,589	負債及び純資産合計	10,806,589

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		7,044,642
売上原価		4,393,578
売上総利益		2,651,064
販売費及び一般管理費		2,061,967
営業利益		589,096
営業外収益		
受取利息	873	
受取配当金	8,746	
その他	8,278	17,898
営業外費用		
支払利息	17,009	
売上割引	189	
その他	3,316	20,516
経常利益		586,478
特別損失		
固定資産除却損	207	207
税金等調整前当期純利益		586,271
法人税、住民税及び事業税	177,088	
法人税等調整額	28,544	205,633
当期純利益		380,638
親会社株主に帰属する当期純利益		380,638

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000,000	401,137	4,756,638	△22,543	7,135,232
当期変動額					
剰余金の配当			△125,588		△125,588
親会社株主に帰属する当期純利益			380,638		380,638
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	255,049	△31	255,017
当期末残高	2,000,000	401,137	5,011,687	△22,575	7,390,249

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	9,884	9,884	7,145,116
当期変動額			
剰余金の配当			△125,588
親会社株主に帰属する当期純利益			380,638
自己株式の取得			△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,934	27,934	27,934
当期変動額合計	27,934	27,934	282,952
当期末残高	37,818	37,818	7,428,068

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

①連結子会社の数

５社

②連結子会社の名称

株式会社ＮＦテクノコマース
株式会社ＮＦカストマサービス
株式会社ＮＦエンジニアリング
株式会社ＮＦデバイステクノロジー
株式会社千代田エレクトロニクス

(2)非連結子会社の状況

①主要な非連結子会社の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司
山陽電子機器株式会社

②連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

(1)主要な会社等の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司
山陽電子機器株式会社

(2)持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、合計の当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1)　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2)　時価のないもの

移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)　商品・製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)　原　材　料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3)　仕　掛　品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

３．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

①　市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（３年）に基づく定額法によっております。

②　自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

4．重要な引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 受 注 引 当 金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込み額を計上しております。

5．退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、一部の連結子会社は確定給付型退職給付制度による簡便法を採用しております。

6．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは工数比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

7．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

8．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,070,744千円
2. 担保に供している資産	
建物	226,155千円
土地	28,526千円
上記に対する債務	
長期借入金	314,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式　6,330,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	125,588	20	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	125,587	20	平成29年3月31日	平成29年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 受取手形及び売掛金

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

② 有価証券

有価証券は、主に純投資目的の株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

③ 支払手形及び買掛金

営業債務である支払手形及び買掛金は、一部に外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

④ 借入金

借入金の償還日は決算日後最大で７年後であり、このうち一部は変動金利のため金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い取引先ごとの信用情報を定期的に把握し、回収懸念の軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務所管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに手元資金の充実を図るなど、流動性リスクを管理しております。また、不測の資金需要に備え金融機関とコミットメントライン契約により流動性を確保し、リスクを低減しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれており、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差　額
(1) 現金及び預金	2,507,691	2,507,691	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,032,188	3,032,188	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	171,144	171,144	－
(4) 支払手形及び買掛金	(750,010)	(750,010)	－
(5) 長期借入金	(1,419,800)	(1,437,024)	△17,224

(*)　負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価表示しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	62,222

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　1,182円93銭

2.　１株当たり当期純利益金額　60円62銭

重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合（株式会社計測技研）

当社は、平成29年３月１日開催の取締役会において、株式会社計測技研の発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成29年４月１日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

１　企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社計測技研

事業の内容　計測制御機器およびソフトウェアの研究開発、製造販売

(2) 企業結合を行った主な理由

同社は計測制御技術およびソフトウェアの研究開発、製造販売を手掛けており、関連する高い技術力と販路を持っております。当社と同社の技術力・販路・ブランドを有機的に活用して、今後の事業拡大・成長に寄与させたいと考えております。

(3) 企業結合日

平成29年４月１日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社計測技研

(6) 取得した議決権比率

100％

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによります。

2　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価　　現金　　210,000千円

3　主要な取得関連費用の内容及び金額
主要な取得関連費用　デューデリジェンス費用等　　2,000千円

4　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
内容を精査しているため、未確定であります。

5　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
内容を精査しているため、未確定であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１８日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック
　取 締 役 会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯　浅　信　好　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　重　義　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフ回路設計ブロック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月18日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック　監査役会

常勤監査役　浅　原　　眞　㊞
監　査　役　岡　田　泰　仕　㊞
監　査　役　辻　　毅　一　郎　㊞

(注)　常勤監査役浅原眞、監査役岡田泰仕及び監査役辻毅一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,066,394	流動負債	1,835,434
現金及び預金	2,354,159	支払手形	443,090
受取手形	1,036,422	買掛金	231,972
売掛金	1,758,658	短期借入金	100,000
商品及び製品	600,240	リース債務	3,249
仕掛品	595,539	未払消費税等	119,100
原材料	518,034	未払費用	204,284
前払費用	54,492	未払法人税等	102,949
繰延税金資産	111,188	預り金	431,875
未収入金	36,453	賞与引当金	174,300
その他	11,204	役員賞与引当金	17,350
貸倒引当金	△10,000	受注損失引当金	1,188
固定資産	3,296,116	設備関係支払手形	4,719
有形固定資産	1,915,449	その他	1,353
建物	569,120	固定負債	1,560,167
構築物	12,694	長期借入金	1,400,000
機械及び装置	11,218	リース債務	6,161
車両運搬具	212	退職給付引当金	41,642
工具、器具及び備品	100,085	長期未払金	94,409
土地	1,210,249	預り保証金	12,674
リース資産	9,410	資産除去債務	5,278
建設仮勘定	2,458	負債合計	3,395,601
無形固定資産	166,124	純資産の部	
ソフトウエア	127,990	株主資本	6,950,291
ソフトウエア仮勘定	38,134	資本金	2,000,000
投資その他の資産	1,214,542	資本剰余金	401,137
投資有価証券	140,544	資本準備金	401,137
関係会社株式	980,409	利益剰余金	4,571,728
関係会社出資金	16,154	利益準備金	98,862
長期前払費用	4,135	その他利益剰余金	4,472,866
敷金・保証金	32,404	別途積立金	4,036,000
繰延税金資産	35,874	繰越利益剰余金	436,866
その他	5,020	自己株式	△22,575
		評価・換算差額等	16,619
		その他有価証券評価差額金	16,619
		純資産合計	6,966,910
資産合計	10,362,511	負債及び純資産合計	10,362,511

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,688,761
売上原価		3,667,158
売上総利益		2,021,603
販売費及び一般管理費		1,614,422
営業利益		407,180
営業外収益		
受取利息	843	
受取配当金	93,854	
賃貸収入	23,327	
その他	16,561	134,587
営業外費用		
支払利息	17,033	
売上割引	189	
賃貸原価	4,788	
その他	976	22,989
経常利益		518,779
特別損失		
固定資産除却損	184	184
税引前当期純利益		518,594
法人税、住民税及び事業税	132,326	
法人税等調整額	17,829	150,156
当期純利益		368,438

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	401,137	401,137	98,862	3,736,000	494,016	4,328,878
当期変動額							
剰余金の配当						△125,588	△125,588
当期純利益						368,438	368,438
別途積立金の積立					300,000	△300,000	－
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	300,000	△57,150	242,849
当期末残高	2,000,000	401,137	401,137	98,862	4,036,000	436,866	4,571,728

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△22,543	6,707,472	4,021	4,021	6,711,494
当期変動額					
剰余金の配当		△125,588			△125,588
当期純利益		368,438			368,438
別途積立金の積立					－
自己株式の取得	△31	△31			△31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			12,597	12,597	12,597
当期変動額合計	△31	242,818	12,597	12,597	255,416
当期末残高	△22,575	6,950,291	16,619	16,619	6,966,910

個別注記表

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

(1)　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2)　時価のないもの

移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)　商品・製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2)　原　材　料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3)　仕　掛　品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

３．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

①　市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（３年）に基づく定額法によっております。

②　自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用
定額法によっております。

4．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 受注引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込み額を計上しております。

(5) 退職給付引当金
当社は確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

5．完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは工数比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

6．消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

7．連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	292,913千円
2. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	525,011千円
長期金銭債務	12,674千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	2,112,015千円
4. 担保に供している資産	
建物	226,155千円
土地	28,526千円
上記に対する債務	
長期借入金	314,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引	
1. 売上高	536,078千円
2. 仕入高	832,940千円
3. その他	57,489千円
営業取引以外の取引高	121,953千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	50,574	50	－	50,624

（注）自己株式の増加の内訳

単元未満株式の買取りによる増加　　50株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	53,699 千円
退職給付引当金	12,732 千円
未払退職金	23,273 千円
未払役員退職慰労金	5,639 千円
貸倒引当金	3,080 千円
未払事業税	6,008 千円
その他	58,258 千円
繰延税金資産小計	162,693 千円
評価性引当額	△7,106 千円
繰延税金資産合計	155,586 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,321 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,203 千円
繰延税金負債合計	△8,524 千円
繰延税金資産の純額	147,062 千円

関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	(株)ＮＦテクノコマース	所有直接100	当社製品の販売	当社製品の販売（注）2	373,494	売掛金	208,021
子会社	(株)千代田エレクトロニクス	所有直接100	役員の兼任	代理決済（注）3	152,923	預り金	163,649
子会社	(株)ＮＦエンジニアリング	所有直接100	当社製品の製造	不動産賃貸（注）2	17,771	―	―

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針は市場価額を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 受取手形の決済を代理決済しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額	1,109円49銭
2. １株当たり当期純利益金額	58円67銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」（30頁から31頁まで）をご参照ください。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１８日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック
　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯　浅　信　好　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　重　義　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エヌエフ回路設計ブロックの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第６４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者　　株式会社エヌエフ回路設計ブロック
代表取締役社長　　高　橋　常　夫

2. 議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当につきましては、中長期的な発展をも見据え、経営的、総合的観点から、安定配当を基本に、業績等を総合的に勘案して決定することにいたしております。この考えに基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金20円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は125,587,520円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年６月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備え財務基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金　　200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金　　200,000,000円

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
高橋常夫 （昭和22年10月13日生）	平成４年８月　㈱本田技術研究所エグゼクティブ・チーフエンジニア 同 13年７月　同社上席研究員 同 14年６月　当社取締役 同 14年７月　取締役副社長 同 16年７月　代表取締役社長（現任）	152,400株
大滝正彦 （昭和27年12月23日生）	平成16年６月　㈱東京三菱銀行業務監査室監査主任 同 18年12月　当社総務法規部長 同 19年４月　執行役員総務法規部長 同 21年６月　取締役 同 21年６月　コンプライアンス担当（現任） 同 23年７月　常務取締役 同 27年４月　執行役員副社長（現任） 同 28年２月　営業管理本部長（現任） 同 28年６月　専務取締役（現任） 同 28年６月　営業統括担当（現任） 同 28年６月　業務管理部担当（現任）	64,500株
中川　準 （昭和34年８月３日生）	平成18年９月　アルゼグローバルトレーディング㈱取締役 同 20年10月　当社生産部担当部長 同 21年４月　執行役員 同 21年４月　事業推進本部スタンダード事業統括部長 同 22年４月　ユニット事業推進本部管理部長 同 23年６月　取締役（現任） 同 24年７月　BCM担当（現任） 同 25年７月　輸出管理担当（現任） 同 27年４月　執行役員（現任） 同 28年10月　事業推進本部副本部長（現任） 同 28年10月　財務経理部担当（現任）	24,500株

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
古田　雄久 （ふるた　たけひさ） （昭和44年10月11日生）	平成12年４月　弁護士登録 同 16年６月　金融庁証券取引等監視委員会事務局証券検査官兼総務検査課課長補佐 同 18年６月　金融庁総務企画局企画課専門官 同 22年３月　古田法律事務所開設 同 25年６月　当社取締役（現任） 同 26年４月　第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長（現任） 同 27年４月　日本弁護士連合会綱紀審査会事務局長（現任）	2,900株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者のうち古田雄久氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員と指定し、届け出る予定です。
３．古田雄久氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務、金融法務における幅広い知識と経験に加えて行政実務経験をも有していることから、コンプライアンスをはじめとする取締役としての機能発揮を期待し、社外取締役候補者とするものであります。また、当社は同氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結しております。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法定人員を満たせなくなった場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
水井　潔（みずい　きよし） （昭和36年４月３日生）	平成15年４月　関東学院大学工学部・大学院教授（現任） 同 22年４月　同大学工学部情報ネット・メディア工学科長（現任） 同 25年４月　（改組に伴い）同大学理工学部教授（現任） 同大学理工学部理工学科情報学系長（現任）	0株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．水井潔氏は補欠の社外監査役候補者であります。
３．水井潔氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、大学学科運営に携わった経験を有していることから、経営全般に対する監査機能を期待し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。また、当社は同氏と、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
４．水井潔氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役４名（うち社外取締役１名）および監査役３名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額17,350千円（取締役分14,000千円（うち社外取締役750千円）、監査役分3,350千円）を支給することといたしたく存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）の有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、平成29年5月15日に開催された取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現プランの内容を一部変更した上で継続することを決定しております。（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）

つきましては、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

１．企業理念および企業価値の源泉並びに本プランの目的

(1) 企業理念および企業価値の源泉

当社は、創業以来半世紀以上に亘りユニークでオリジナルな製品を開発し社会に貢献することを企業理念としてまいりました。この企業理念に基づいて、独創技術を蓄積し更にそれに磨きをかけながら、技術力を生かした最先端の製品を供給し続けることによって、幅広い顧客から信頼を頂いてまいりました。また、最近は、創業以来培ってきた独創技術を核として、顧客の先端技術開発に貢献できる製品開発とトータルソリューション営業体制を確立するべく、経営努力を重ねております。

以上のような企業理念に貫かれた技術力の蓄積・発展と顧客をはじめとするステークホルダーの方々との信頼関係とが当社の企業価値の源泉と認識しており、これを一層強化することが、株主共同の利益の維持･向上に資するものと考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることによって、当社の企業価値、株主共同の利益が毀損されることを防止するための取り組みです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として現プランに軽微な修正を施したうえ継続する方針を決定したものです。

本プランの概要につきましては、別紙１をご参照ください。

２．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注１：特定株主グループとは、

（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、

（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもので参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

３．独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙２をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査

役または社外有識者（注４）のいずれかに該当する者の中から選任します。（本プラン継続後の独立委員会の委員につきましては、別紙３をご参照ください。）

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、本プランに係る重要な判断に際しては、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注４：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。

４．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を提出していただきます。

①大規模買付者の名称、住所
②設立準拠法
③代表者の氏名
④国内連絡先
⑤提案する大規模買付行為の概要
⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記（１）①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、

大規模買付者には、必要情報リストにしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）

③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）

④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった場合にはその事実を速やかに開示します。また、当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、独立委員会に対しても必要情報を提出し、その旨を開示します。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為はかかる取締役会評価期間経過後にのみ、開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5．大規模買付行為が実施された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の

買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記（1）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

①真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合

④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

⑦大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
⑧当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(3) 取締役会の決議および株主総会の開催

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の開催、承認を要請する場合において、当社取締役会がこれを適切と判断するときは、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分ご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長でも60日を超えない期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間に移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時、適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。したがって、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決した場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時、適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間とを合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとし、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為は開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)、(2)または(3)において、当社取締役会または株主総会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6．本プランによる株主の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記５．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律お

よび当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7．本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から平成32年６月に開催される当社定時株主総会終結の時までの約３年間とします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決された後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

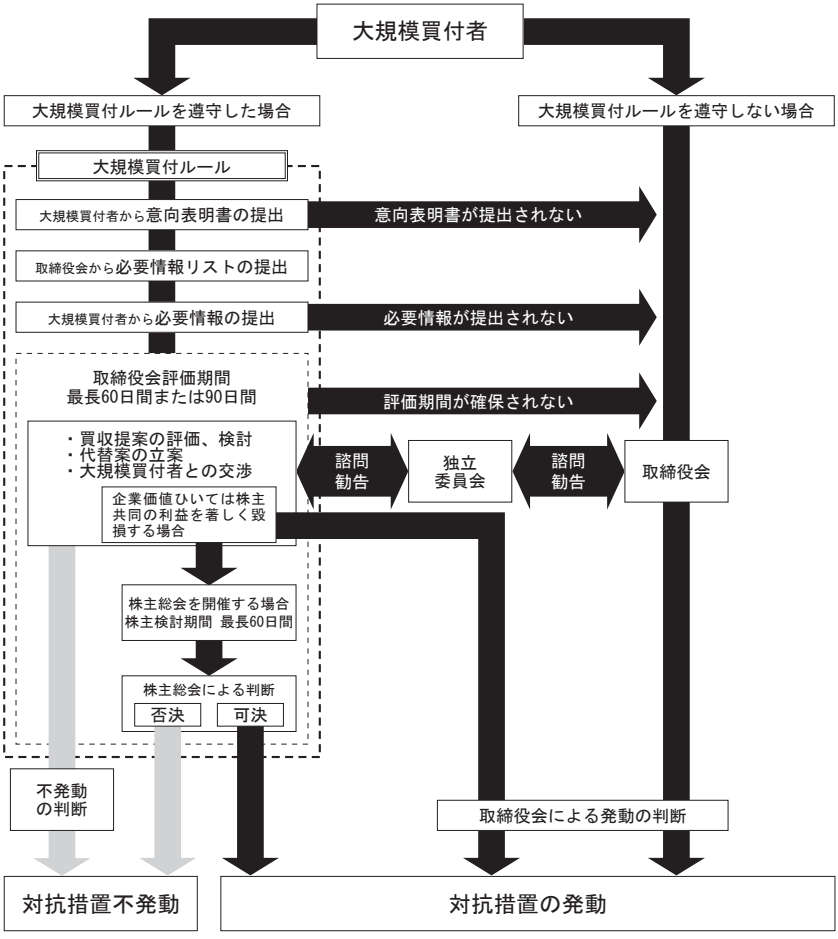
なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについての継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につき速やかに開示します。

以　上

（別紙１）

本プランの概要



（注）本図はあくまでもイメージであり、詳しくは本文を参照してください。

（別紙２）

独立委員会規程の概要

・　独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

・　独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。その任期は、原則として、社外監査役である委員の場合は監査役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の場合は概ね３年程度とする。

・　独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

・　独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

・　独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙３）

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

浅　原　　眞

略　歴：

昭和50年５月	日本電気㈱電波応用事業部生産技術部技術支援課長
昭和57年６月	同社電波応用事業部信頼性品質管理部長
平成元年７月	同社電波応用事業部事業部長付
平成４年７月	同社電波応用事業部教育担当部長
平成６年９月	同社定年退職
平成７年６月	㈱エヌエフ回路設計ブロック監査役（社外監査役）（現任）
平成24年６月	当社独立委員会委員（現任）
平成29年３月	㈱エヌエフ回路設計ブロック常勤監査役（社外監査役）（現任）

岡　田　泰　仕

略　歴：

平成４年４月	㈱本田技術研究所基礎技術研究所主任研究員
平成15年４月	同社栃木研究所主任研究員
平成23年４月	財団法人埼玉県産業振興公社　アドバイザー
平成24年６月	㈱エヌエフ回路設計ブロック常勤監査役（社外監査役）
平成24年６月	当社独立委員会委員（現任）
平成29年３月	㈱エヌエフ回路設計ブロック非常勤監査役（社外監査役）（現任）

辻　　毅一郎

略　歴：

昭和63年12月	大阪大学工学部教授
平成17年５月	大阪大学総長補佐
平成19年３月	大阪大学名誉教授
平成19年８月	大阪大学理事
平成20年８月	大阪大学理事・副学長
平成24年６月	㈱エヌエフ回路設計ブロック非常勤監査役（社外監査役）（現任）
平成24年６月	当社独立委員会委員（現任）
平成29年４月	奈良学園大学学長（現任）

上記、各独立委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（別紙４）

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当て方法

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当て期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件

大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。なお、詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

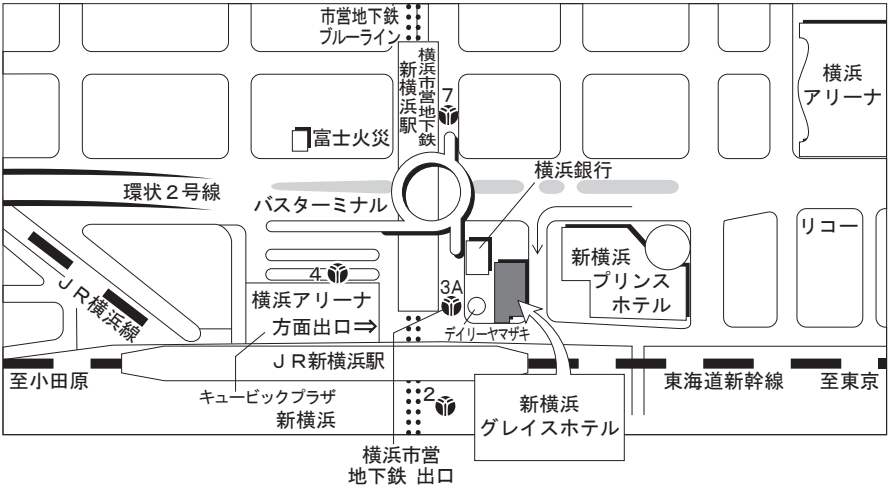
７．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以　上

第64回定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目６番15号
新横浜グレイスホテル
電話：045-474-5111（代表）



◎ご利用いただく交通機関

最寄り駅　●ＪＲ横浜線・東海道新幹線 新横浜駅 北口
横浜アリーナ方面出口　徒歩３分

●横浜市営地下鉄 新横浜駅 ３Ａ番出口　徒歩３分